

加茂地区 地区計画

計 画 書

富山高岡広域都市計画地区計画の決定案(下村決定)

都市計画加茂地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称		加茂地区地区計画
位 置		下村加茂中部及び加茂西部の各一部
面 積		約37. 0ha
地区の整備開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、下村の中心部に位置しており、役場、教育施設、福祉施設などの各種公共施設が立地している村の中心的な地区である。 中世以降より北陸街道の宿場町として栄え、現在でもその名残がみられることから、その景観と周辺の田園景観と調和のとれた緑豊かな、良好な居住環境の形成及び維持保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	公共公益施設等の整備を図るとともに、良好な住宅環境の維持・形成を図る。
	地区施設の整備方針	地区内に配置されている道路・公園の機能が損なわれないよう維持・保全を図るとともに、必要に応じて道路・公園を適切に配置する。
	建築物等の整備方針	快適な居住環境が維持・形成されるよう必要に応じて建築物等の規制・誘導を行う。

2. 地区整備計画

地区の名称		加茂東地区				
地区の面積		約2. 2 h a				
地区施設の配置及び規模		道路	幅員	7. 0 m	延長	約1 7 0 m
			幅員	6. 0 m	延長	約6 8 0 m
幅員	約3. 7 m		延長	約 3 0 m		
幅員	2. 5 m		延長	約 4 0 m		
幅員	2. 0 m		延長	約3 8 0 m		
幅員	1. 5 m		延長	約1 0 0 m		
		公園	2箇所（ 約0. 06ha 、0. 02ha)合計 約0. 08ha			
建築物等に関する事項	用 途 の 制 限	第一種低層住居専用地域で建築できる建築物のうち、別表に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。				
	容積率の最高制限	20/10以下				
	建ぺい率の最高限度	6/10以下				
	壁面線の後退距離	道 路 境 界 線 からの 距離	建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面からの道路境界線までの距離は1. 0m以上としなければならない。（ただし、軒高2. 5m以下の付属建築物を除く。）			
		隣地境界線からの距離	建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面からの隣地境界線までの距離は1. 0m以上としなければならない。（ただし、軒高2. 5m以下の付属建築物を除く。）			
	高さの最高限度	建築物の高さは10m以下、軒の高さは7m以下としなければならない。				
階 数 の 限 度	階数は、地階を除き3以下としなければならない。					

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

別表

- 1 住宅
- 2 住宅で、延べ床面積の二分の一以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを越えるものを除く)
 - (1) 日用品の販売を主たる目的とする店舗または食堂若しくは喫茶店
 - (2) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - (3) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る)
 - (4) 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む)を含むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る)
 - (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- 4 診療所
- 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令(以下「政令」という。)第130条の4に定める公益上必要な建築物
- 6 前各号の建築物に付属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)